

## 評議会規程

制定 令和7年1月26日

### (趣旨)

第1条 この規程は、岐阜市立女子短期大学学則（昭和29年4月1日制定）第43条3項の規定に基づき、評議会に関し必要な事項を定めるものとする。

### (招集)

第2条 学長は、評議会を招集し、その議長となる。

### (会議の成立)

第3条 評議会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

### (議事の決定)

第4条 評議会の議事は、出席者の過半数によって決する。可否同数の時は、議長が決する。

2 評議会は、岐阜市立女子短期大学処務規則（昭和44年規則第31号。以下「規則」という。）第3条3項に掲げる審議、決定について、教授会の意見を考慮するよう努める。

### (構成員以外の者の出席)

第5条 学長は、必要に応じ、構成員以外の者へ評議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

### (専門委員会の設置)

第6条 評議会はその定めるところにより、規則第3条第3項に規定する審議事項について、調査審議させるため、教職員を構成員とする専門委員会を置くことができる。

### (幹事)

第7条 評議会の記録、その他の庶務を処理するため、幹事若干名を置く。

### (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、評議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

1 この規程は、令和7年1月26日から施行する。

### (規程の廃止)

2 この規程の施行と同時に執行部会議及び執行部会議規程は、廃止する。